



動物愛護管理推進費

2019年度要求額
359百万円 (285百万円)

背景・目的

- ◆動物愛護管理法
 - 平成25年9月に施行された改正法附則において、必要な措置を講じることとされており、調査・検討が必要
 - 改正法を受けて策定された動物愛護管理法の基本指針に基づき、犬・猫の引取り数の削減、殺処分率の更なる減少等を目指す（適正飼養の徹底が全ての前提）
 - 地震等の災害を想定したペット飼養者への適正飼養意識の醸成及び自治体の受入れ体制強化
 - 高齢者等の社会福祉施策におけるペットの扱いについて関係省庁や自治体と連携した調査・検討が必要

主な事業概要

- 動物適正飼養推進・基盤強化事業【147百万円(131百万円)】
- 動物収容・譲渡対策施設整備費補助【203百万円(145百万円)】

期待される効果

- 改正法の附則に係る措置についての調査・検討の推進等
- 災害発生時におけるペット連れ避難者の救護の適切な実施
- 社会福祉施策連携による適正飼養促進を通じた引取り数減少
- 施設の拡充・改善を図ることで、適正飼養啓発の場の確保による引取り数の減少や返還・譲渡機会の増大につながり、もって殺処分数・殺処分率の削減に寄与する。
- 災害時のペット連れ被災者の円滑な避難と広域的な支援体制の整備

事業目的・概要等

イメージ

動物適正飼養推進・基盤強化事業

動物愛護管理法附則等に基づく調査、検討、等

- 総合的普及啓発（法律に基づく動物愛護週間行事の実施等）
- 各種基準やガイドラインの作成
- 基本指針改訂のための調査検討
- 人と動物の共生する社会の実現推進

災害を想定したペットの適正飼養及び支援体制等強化推進事業、等

- 改訂した「人とペットの災害対策ガイドライン」をふまえたボランティア等との連携のあり方を検討
- 自治体を対象に広域支援・受援体制の整備に係るモデル図上訓練の実施、等

販売される犬猫へのマイクロチップ義務化に向けた調査

- マイクロチップの技術・政策的課題の調査、情報管理体制の検討等
- 国内外における先進的取り組み及び制度等の調査

社会福祉施策と連携したペット適正飼養対策事業

- 国内外の事例収集・ヒアリング等の実施
- ガイドライン策定等に向けた検討会開催
- 連携の枠組み・仕組み構築に向けた試行的取り組みの実施

動物収容・譲渡対策施設整備費補助

保管施設の新築・改築・改修 返還・譲渡のためのスペース確保 ペット連れ被災者の一時預かり拠点施設の整備

動物収容・譲渡施設の新築、改築、改修等の事業に対して、補助金を交付

- 交付先：都道府県、政令市、中核市
- 補助率：1 / 2 以内

